

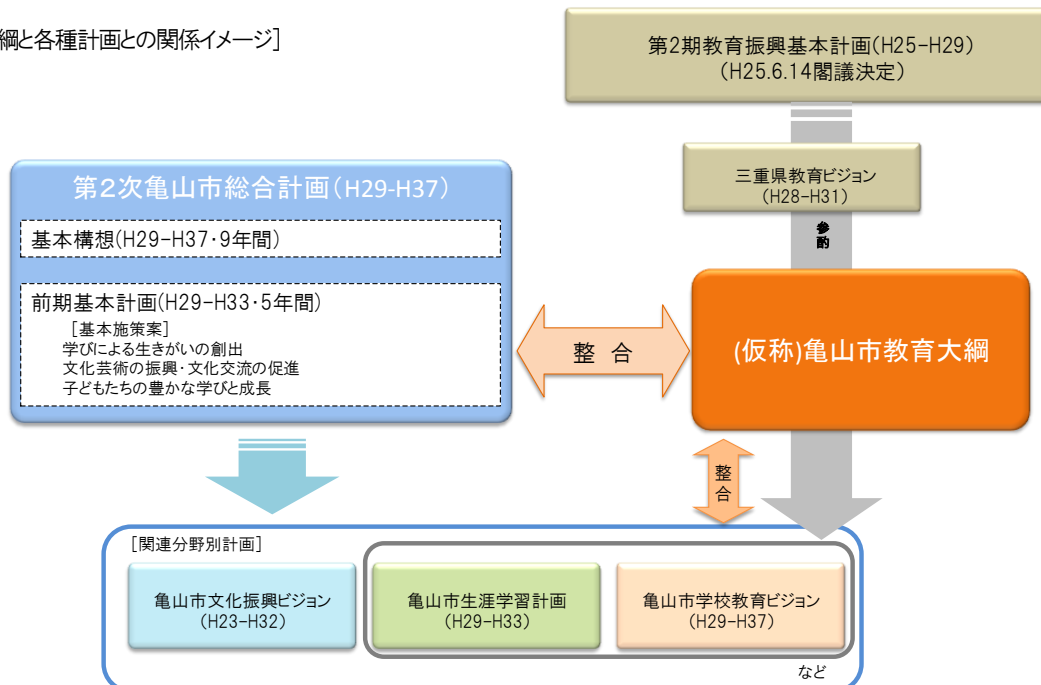
「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について

1. 大綱の概要

名称	(仮称) 亀山市教育大綱
法的根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
策定趣旨	教育委員会の所管に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が大綱を策定することにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。(文部科学省通知)
策定主体	地方公共団体の長
範囲	教育・文化全般
構成	次の表のとおり

構成	内容
1.はじめに	策定の背景、趣旨等を踏まえた前文
2.大綱の概要 (1)位置付け (2)期間	法的な位置付け、他計画等との関係の整理 策定の日から平成33年度まで
3.目指す教育 (1)基本理念 (2)基本方針	教育大綱上の最上位の考え方を示す 基本理念の実現に向けた、 <u>各分野の政策方針</u> ※各分野1～3、全体で5～9程度を想定
4.推進体制	全体：総合教育会議での調整等により推進 具体的施策：PDCA サイクルにより関連計画を推進

[大綱と各種計画との関係イメージ]



2. 策定スケジュール

第2次総合計画の策定との調整を図りながら、平成28年度中での策定を行うため、次のスケジュールに沿って進める。

	H28				H29		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁議等				●		●	
総合教育会議	●	●	●			●	
パブリックコメント							

(庁内検討)

関連計画	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合計画			諮問		答申	← ハフコム →	議案
学校教育ビジョン		骨子				← ハフコム →	
生涯学習計画		骨子				← ハフコム →	
文化振興ビジョン							

※文化振興ビジョンは、平成29年度に総合計画との関係と合わせて一部見直しを検討

- 庁議 市長の策定する教育大綱の最終決定を行う
12月下旬：パブリックコメント（案）の策定
2月中旬：策定
- 総合教育会議 大綱策定にあたり、市長と教育委員の意見調整、協議を行う
10月中旬、11月下旬：素案策定に向けた意見交換
2月上旬：パブリックコメントへの対応に関する意見交換